

総合評価落札方式の手引

令和4年6月

八戸市 契約検査課

目 次

第1	総合評価落札方式の概要	
1	背景・経緯	1
2	総合評価落札方式とは	1
第2	総合評価落札方式の入札方法	
1	総合評価落札方式の種類	2
2	八戸市における総合評価落札方式の概要について	3
3	発注から契約までの手続きの流れ	4
4	低入札価格調査制度の実施	4
5	価格以外の評価項目一覧	5
第3	価格以外の評価項目	
1	企業の施工能力	
1-1	企業の施工実績	6
1-2	企業の工事成績評定	8
2	配置予定技術者の能力等	
2-1	配置予定技術者の指定資格取得後の年数	9
2-2	配置予定技術者の施工経験	10
2-3	配置予定技術者の工事成績評定	12
3	企業の地域貢献・社会性等	
3-1	地域防災への協力	13
3-2	労働者の処遇改善に向けた取組	13
3-3	労働者の適正な労働環境の確保	14
3-4	建設業における女性活躍の推進	15
《様式》		
様式1	総合評価落札方式 採点表	18
様式2	企業の施工実績に関する調査票	20
様式3	配置予定技術者の施工経験等に関する調査票	21

第1 総合評価落札方式の概要

1 背景・経緯

昨今の建設工事における発注件数の減少等を背景とした、事業者間の価格競争の激化が入札価格の低下を招き、その結果、下請業者へのしわ寄せや公共工事の品質低下が全国的に懸念されております。このような状況に対応するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が制定され、平成17年4月より施行されています。

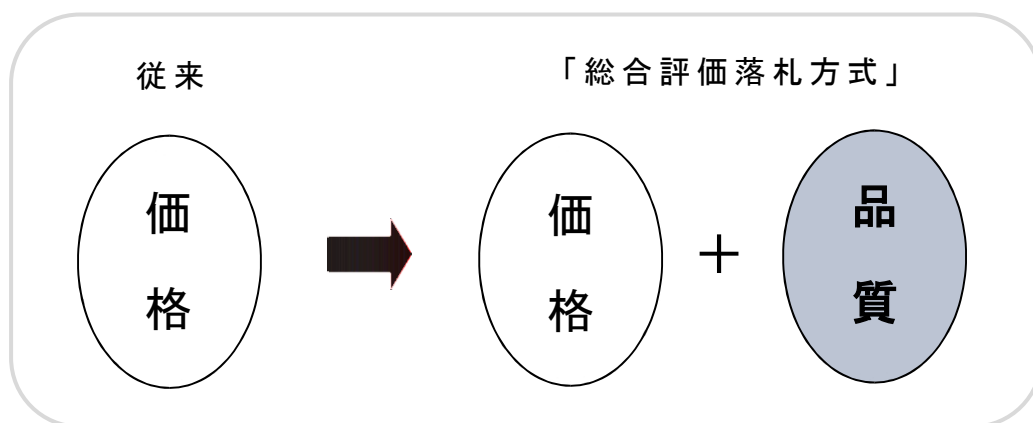
品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、この基本理念を具現化するための手法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」が導入されました。

2 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、価格だけではなく、品質を高めるための技術やノウハウなどの価格以外の要素を含めて評価し落札者を決定する入札方式のことです。総合評価落札方式による効果として、

- ・「価格」に加えて、品質などの「価格以外の要素」も数値化した「評価点」が最も高い者を落札者とすることによる公共工事の品質確保
- ・「価格」と「価格以外の要素」の二つの基準での落札者の決定による談合防止

などが挙げられており、その結果、品確法が目指す「価格と品質で総合的に優れた調達」が可能となります。



※総合評価落札方式における「品質」には、工事目的物はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり**工事そのものの質**も含まれます。

第2 総合評価落札方式の入札方法

1 総合評価落札方式の種類

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つの種類が提示されており、本市では基本的に特別簡易型で実施します。

(1) 特別簡易型（市区町村向け簡易型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

(2) 簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

(3) 標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質を高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

(4) 高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

2 八戸市における総合評価落札方式の概要について

項目	内容	
基本事項	実施形式	特別簡易型（市町村向け簡易型）
	対象工事	設計金額 7,500 万円（建築工事：1 億円）以上 （金額要件を満たす全ての案件を対象とはしない。）
	評価方式	加算方式
	評価方法	評価値＝価格評価点＋技術評価点
価格評価点	・算出式 価格評価点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ （有効桁数は設けない。ただし、表記上は原則、小数点以下第 3 位まで表記する。）	
技術評価点	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の施工能力（同一工種の施工実績、工事成績評定） ・配置予定技術者の能力等（資格取得後の年数、同一工種の施工経験、工事成績評定） ・企業の地域貢献・社会性等（地域防災への協力、労働者の処遇改善、労働環境の確保、女性活躍の推進） 	

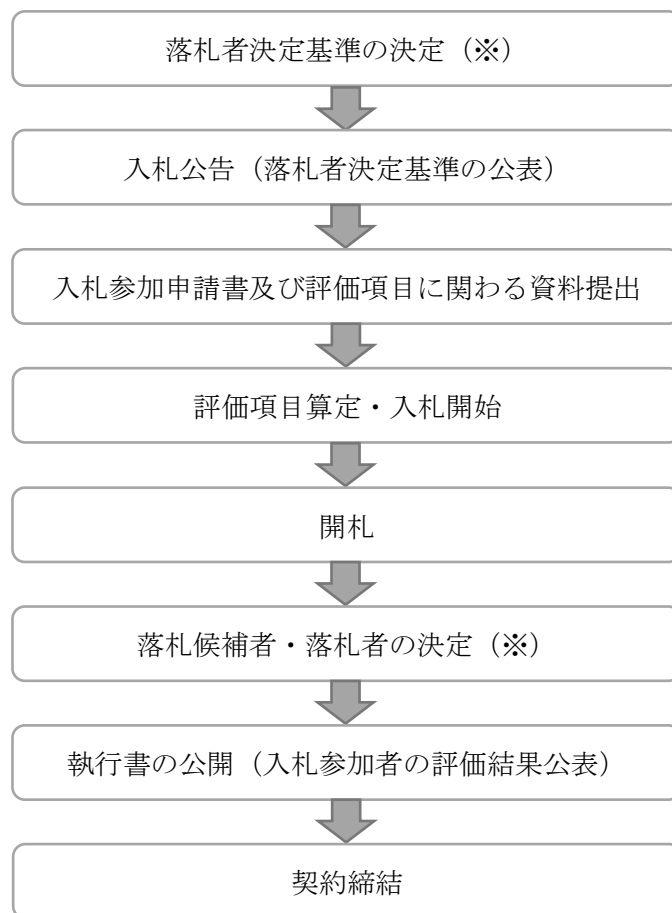
【具体例】

予定価格＝95,000 千円、調査基準価格＝80,000 千円、数値的判断基準＝75,000 千円

	入札価格（円）	価格評価点	技術評価点	評価値	入札結果	備考
A社	74,000,000	-	-	-	失格	数値的判断基準未滿
B社	80,000,000	15.789	12.000	27.789		有効札
C社	82,000,000	13.684	16.000	29.684	落札	有効札
D社	90,000,000	5.263	14.000	19.263		有効札
E社	96,000,000	-	-	-		予定価格超過

⇒価格競争のみの場合、有効札の中で最低価格であるB社が落札者となるが、総合評価落札方式の場合は技術評価点（価格以外の評価項目）との合算値が最も高いC社が落札者となる。

3 発注から契約までの手続きの流れ



※地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準及び落札者の決定時（落札者決定基準を決定する際に必要であるという意見があった場合）においては学識経験者からの意見聴取を行います。

4 低入札価格調査制度の実施

価格競争による場合と同様に、総合評価落札方式においても一定額以上の場合は、低入札価格調査制度の対象となり調査基準価格及び失格基準（数値的判断基準）を設定します。

具体的には、評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格未満で、かつ、数値的判断基準以上である場合、適正な施工の可否等について調査を実施します。

5 価格以外の評価項目一覧

区分	評価項目	評価基準	配点		
企業の 施工 能力	過去 10 年間に完成し、引渡しが済んだ同一工種の施工実績の有無（下請負人としてのものを除く。）	国・県・市町村発注で契約金額 7,500 万円（建築工事：1 億円）以上の同一工種の施工実績	3 件以上 1 件～2 件 上記以外	3 1 0	
		過去 10 年間に完成し、引渡しが済んだ八戸市発注の同一工種の工事実績のうち、直近 3 件の工事成績評定の平均点	81 点以上 76 点以上 80 点以下 71 点以上 75 点以下 上記以外（工事成績評定なしを含む。）	4 2 1 0	
		小 計		7	
	配置 予定 技術 者の 能力 等	配置予定技術者の指定資格取得後の年数	指定資格取得後 10 年以上	2	
指定資格取得後 5 年以上 10 年未満			1		
上記以外			0		
過去 10 年間に完成し、引渡しが済んだ同一工種における主任（監理）技術者としての施工経験の有無（下請負人としてのものを除く。）		国・県・市町村発注で契約金額 7,500 万円（建築工事：1 億円）以上の同一工種の施工経験	3 件以上 1 件～2 件 上記以外	3 1 0	
			過去 10 年間に完成し、引渡しが済んだ八戸市発注の同一工種で、かつ、主任（監理）技術者として従事した工事のうち、直近 3 件の工事成績評定の平均点	81 点以上 76 点以上 80 点以下 71 点以上 75 点以下 上記以外（工事成績評定なしを含む。）	4 2 1 0
			小 計		9
企業 の 地域 貢献 ・ 社会 性等		八戸市消防団協力事業所の認定の有無	認定あり	1	
			認定なし	0	
		建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無	登録あり	1	
			登録なし	0	
	労働安全衛生マネジメントシステム又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取得の有無	取得あり	1		
		取得なし	0		
	女性技術者の継続雇用実績及び就業規則等における規定の有無	継続雇用及び規定あり	1		
		上記以外	0		
小 計		4			
合 計			20		

第3 価格以外の評価項目

1 企業の施工能力（配点7点）

1-1 企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	
過去10年間に完成し、引渡し が済んだ同一工種の施工実績の有無 (下請負人としてのものを除く。)	国・県・市町村発注で契約金額 7,500万円（建築工事：1 億円）以上の同一工種の施工 実績	3件以上	3
		1件～2件	1
		上記以外	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目の対象となる工事は、次の①及び②の条件を満たす場合とする。
- ①入札公告で示す工種と同一のもの
 - ②当初の契約金額が7,500万円（建築工事の場合は1億円）以上のもの
- ※「工種」とは、入札公告に掲げる入札参加資格において必要と定める建設業の許可（29業種）を指す。以下同様とする。
- (2) 過去10年間とは、次の①及び②の期間を合わせたものをいう。
- ①公告日の属する年度の前年度から起算して過去10か年度
 - ②公告日の属する年度における公告日の前日までの期間
- 【例】公告日が令和4年(2022年)6月5日の場合の過去10年間
 ⇒ ①平成24年度～令和3年度
 (平成24年(2012年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日)
 ②令和4年(2022年)4月1日～令和4年(2022年)6月4日
 よって、①及び②を合わせた期間は、
平成24年(2012年)4月1日～令和4年(2022年)6月4日
- (3) 総合評価落札方式を適用する工事（以下「総合評価適用工事」という。）が下水道工事の場合は、評価項目の対象工事は、土木工事のうち下水道工事に限定する。
- (4) 評価項目の対象工事は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別を問わない。
- (5) 評価項目の対象工事が共同企業体の施工による場合は、共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上のものに限り評価項目の対象とする。
- (6) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の施工実績のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

- (1) 企業の施工実績に関する調査票（様式2）
- (2) 当初契約時の契約書の写し（工事名、契約金額、工期、発注者名、請負者名が確認できる部分のみで可）
- (3) コリンズ（工事实績情報サービス）の竣工時工事カルテの写し
- (4) 共同企業体の施工による工事の実績を評価項目の対象にする場合は、共同企業体協定書等の出資比率を確認できる書類の写し

【留意事項】

- (1) 提出書類（1）については、評価項目の対象工事が「3件以上」の場合は3件、「1件～2件」の場合は1件以上記載すること。
- (2) 提出書類（1）に記載した施工実績を確認するため、提出書類（2）～（4）を添付すること。ただし、記載した施工実績が八戸市から元請として請け負った工事である場合には、添付は不要とする。

1-2 企業の工事成績評定

評価項目	評価基準	配点
過去10年間に完成し、引渡し済んだ市発注の同一工種の工事实績のうち、直近3件の工事成績評定の平均点	81点以上	4
	76点以上80点以下	2
	71点以上75点以下	1
	上記以外（工事成績評定なしを含む。）	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目の対象となる工事は、八戸市（八戸市交通部若しくは八戸市立市民病院又は八戸地域広域市町村圏事務組合分を除く。）が発注した工事のうち、次の①及び②の条件を満たすものとする。
 - ①入札公告で示す工種と同一のもの
 - ②公告日の前日時点で完成・引渡し済の工事（工事成績評定の対象とならないもの（予定価格250万円未満の工事等）を除く。）のうち直近3件分
- (2) 過去10年間とは、次の①及び②の期間を合わせたものをいう。
 - ①公告日の属する年度の前年度から起算して過去10か年度
 - ②公告日の属する年度における公告日の前日までの期間
- (3) 総合評価適用工事が下水道工事の場合は、評価項目の対象工事は、土木工事のうち下水道工事に限定する。
- (4) 対象となる工事が3件に満たない場合は、1件又は2件の平均による評価とする。
- (5) 平均点は小数点以下を切り捨てて算出する。
- (6) 評価項目の対象工事は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別を問わない。
- (7) 共同企業体受注工事の工事成績については、その共同企業体が八戸市に本店を有する事業者のみで構成されていた場合に限り、この評価項目の対象工事とする。
- (8) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の工事成績評定のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

採点表（様式1）に評価項目対象工事の工事番号・工事名・工期・契約金額（最終）・評定点を記載すること。

【留意事項】

評価項目対象工事を事前に確認したい場合は、契約検査課工事契約グループに申し出ることができる。

2 配置予定技術者の能力等（配点9点）

2-1 配置予定技術者の指定資格取得後の年数

評価項目	評価基準	配点
配置予定技術者の指定資格取得後の年数	指定資格取得後10年以上の場合	2
	指定資格取得後5年以上10年未満の場合	1
	上記以外	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目は、入札公告で示す次の工種の区分に応じ、次に掲げる指定資格について、配置予定の主任（監理）技術者における資格取得後の年数が一定以上の場合に加点する。

工種	指定資格
土木工事 舗装工事	・1級建設機械施工技士 ・1級土木施工管理技士 ・技術士（入札公告で示す工種に対応する技術部門及び選択科目）
建築工事	・1級建築士 ・1級建築施工管理技士

※電気工事、管工事等の場合については、土木工事の対象資格をそれぞれ「1級電気工事施工管理技士」、「1級管工事施工管理技士」等と読み替えるものとする。

- (2) 監理技術者資格については評価の対象外とする。
- (3) 取得年数は資格取得日から起算し、公告日までの期間（1年に満たない端数は切り捨て）とする。
- (4) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の配置予定技術者の資格取得後の年数のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

- (1) 配置予定技術者の施工経験等に関する調査票（様式3）
- (2) 配置予定技術者の合格証明書等の写し

【留意事項】

- (1) 書類提出時に配置予定技術者が特定できない場合、複数人（最大3名）を候補者とすることができるが、その場合は、点数が最も低い者での加点とする。
- (2) 加点を受け落札候補者となった場合において、提出された候補者から技術者を配置しないときは、考慮すべき特段の事情がない限り、虚偽記載に該当するものとして当該案件の事後審査時点で入札を無効とする。
- (3) 工事期間内における技術者の変更は、病気、退職、死亡等のやむを得ない場合に限るものとし、その場合においても変更前の技術者と同等以上の要件を満たす者との変更を原則とする。

※上記3点の留意事項は、以下「2-2 配置予定技術者の施工経験」及び「2-3 配置予定技術者の工事成績評定」においても同様とする。

2-2 配置予定技術者の施工経験

評価項目	評価基準		配点
過去10年間に完成し、引渡しが済んだ同一工種における主任（監理）技術者としての施工経験の有無（下請負人としてのものを除く。）	国・県・市町村発注で契約金額7,500万円（建築工事：1億円）以上の同一工種の施工経験	3件以上	3
		1件～2件	1
		上記以外	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目は、配置予定の主任（監理）技術者が次の①～③の条件全てを満たす工事の施工経験がある場合に加点する。
 - ①入札公告で示す工種と同一のもの
 - ②当初契約の金額が7,500万円（建築工事の場合は1億円）以上のもの
 - ③主任（監理）技術者として従事したもの
- (2) 過去10年間とは、次の①及び②の期間を合わせたものをいう。
 - ①公告日の属する年度の前年度から起算して過去10か年度
 - ②公告日の属する年度における公告日の前日までの期間
- (3) 総合評価適用工事が下水道工事の場合は、評価項目の対象工事は、土木工事のうち下水道工事に限定する。
- (4) 施工途中で技術者となった工事、又は技術者でなくなった工事については評価項目の対象外とする。
- (5) 評価項目の対象工事は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別を問わない。
- (6) 評価項目の対象工事が共同企業体の施工による場合は、共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上のものに限り評価項目の対象とする。
- (7) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の配置予定技術者の施工経験のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

- (1) 配置予定技術者の施工経験等に関する調査票（様式3）
- (2) 当初契約時の契約書の写し（工事名、契約金額、工期、発注者名、請負者名が確認できる部分のみで可）
- (3) コリンズ（工事实績情報サービス）の竣工時工事カルテの写し
- (4) 共同企業体の施工による工事の経験を評価項目の対象にする場合は、共同企業体協定書等の出資比率を確認できる書類の写し

【留意事項】

- (1) 提出書類（1）については、評価項目の対象工事が「3件以上」の場合は3件、「1件～2件」の場合は1件以上記載すること。
- (2) 提出書類（1）に記載した施工経験を確認するため、提出書類（2）～（4）を添付すること。ただし、次の場合には、添付は不要とする。
 - ①施工経験が八戸市から元請として請け負った工事のものである場合
 - ②「1-1 企業の施工実績」において記載・添付したものと同一の場合

2-3 配置予定技術者の工事成績評定

評価項目	評価基準	配点
過去 10 年間に完成し、引渡しが済んだ市発注の同一工種で、かつ、主任(監理)技術者として従事した工事のうち、直近 3 件の工事成績評定の平均点	81 点以上	4
	76 点以上 80 点以下	2
	71 点以上 75 点以下	1
	上記以外 (工事成績評定なしを含む。)	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目の対象となる工事は、配置予定の主任（監理）技術者が過去に担当した八戸市発注（八戸市交通部若しくは八戸市立市民病院又は八戸地域広域市町村圏事務組合分を除く。）の工事のうち、次の①～③の条件全てを満たすものとする。
 - ①入札公告で示す工種と同一のもの
 - ②公告日の前日時点で完成・引渡し済の工事（工事成績評定の対象とならないもの（予定価格 250 万円未満の工事等）を除く。）のうち直近 3 件分
 - ③主任（監理）技術者として従事したもの
- (2) 過去 10 年間とは、次の①及び②の期間を合わせたものをいう。
 - ①公告日の属する年度の前年度から起算して過去 10 か年度
 - ②公告日の属する年度における公告日の前日までの期間
- (3) 総合評価適用工事が下水道工事の場合は、評価項目の対象工事は、土木工事のうち下水道工事に限定する。
- (4) 施工途中で技術者となった工事、又は技術者でなくなった工事については評価項目の対象外とする。
- (5) 対象となる工事が 3 件に満たない場合は、1 件又は 2 件の平均による評価とする。
- (6) 平均点は小数点以下を切り捨てて算出する。
- (7) 評価項目の対象工事は、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別を問わない。
- (8) 共同企業体受注工事の工事成績については、その共同企業体が八戸市に本店を有する事業者のみで構成されていた場合に限り、この評価項目の対象工事とする。
- (9) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の配置予定技術者の工事成績評定のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

採点表（様式 1）に評価項目対象工事の工事番号・工事名・工期・契約金額（最終）・評定点を記載すること。

【留意事項】

評価項目対象工事を事前に確認したい場合は、契約検査課工事契約グループに申し出ることができる。

3 企業の地域貢献・社会性等（配点4点）

3-1 地域防災への協力

評価項目	評価基準	配点
八戸市消防団協力事業所の認定の有無	認定あり	1
	認定なし	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目は、公告日時点において、八戸市消防団協力事業所として認定され、かつ、その認定が有効である場合に加点する。
- (2) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、構成員のうち1者以上の認定がある場合に加点する。

【提出書類】

八戸市消防団協力事業所表示証交付書の写し

3-2 労働者の処遇改善に向けた取組

評価項目	評価基準	配点
建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無	登録あり	1
	登録なし	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目は、公告日時点において、建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録が完了している場合に加点する。
- (2) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の登録状況のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

なし（八戸市側で建設キャリアアップシステムホームページより登録業者を確認）

【留意事項】

公告日直前の登録により、建設キャリアアップシステムのホームページ上では登録済であることが確認できない場合、次のいずれかの書類を提出すること。

- ①事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し
- ②事業者登録完了メールの写し

3-3 労働者の適正な労働環境の確保

評価項目	評価基準	配点
労働安全衛生マネジメントシステム又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取得の有無	取得あり	1
	取得なし	0

【評価に関する運用事項】

- (1) この評価項目は、公告日時点において、労働安全衛生マネジメントシステム (ISO45001) 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS : コスモス) の認証を取得している場合に加点する。
- (2) コスモスには、中小規模建設事業場向けのコンパクトコスモスを含むものとする。
- (3) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の取得状況のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得が確認できる書類の写し
- (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得が確認できる書類の写し

【留意事項】

両方の認証を受けている場合でも、重複加点は行わない。

3-4 建設業における女性活躍の推進

評価項目	評価基準	配点
女性技術者の継続雇用実績及び就業規則等における規定の有無	継続雇用及び規定あり	1
	上記以外	0

【評価に関する運用事項】

(1) この評価項目は、公告日時点において、1名以上の女性技術者を3箇月以上継続雇用しており、かつ、次のいずれかの制度を就業規則又は雇用契約書等に明記している場合に加点する。

- ①育児休業制度
- ②子の看護休暇制度
- ③介護休暇制度
- ④子育て・介護に係る法定を上回る短時間勤務制度

(2) 「技術者」とは、主任（監理）技術者として配置可能な国家資格を有する者とする。

【主な資格】

- ・ 1級(2級)建設機械施工技士
- ・ 1級(2級)土木(建築、電気、管、造園)施工管理技士
- ・ 1級(2級)建築士
- ・ 技術士 等

(3) 共同企業体として総合評価適用工事の入札に参加する場合は、代表者の雇用状況等のみを評価項目の対象とする。

【提出書類】

(1) 評価項目の対象となる女性技術者について、次の内容が確認できる書類の写し

- ①所有資格（例：1級土木施工管理技士の合格証明書）
- ②氏名、性別及び常勤雇用期間（例：健康保険証）

※健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号、保険者番号にマスキングを施すこと。

(2) 事業者の就業規則又は雇用契約書等の写し（事業者名及び規定内容が確認できる部分のみで可）

《 様 式 》

総合評価落札方式 採点表

商号又は名称 _____

工事番号 _____

工事名 _____

太枠内を記入し、評価内容の確認に必要な書類を添付した上で提出すること。

区分	評価項目	評価基準		申請者 記入欄	八戸市 採点欄	
企業の 施工能力	過去 10 年間に完成し、引渡し済んだ同一工種の施工実績の有無（下請負人としてのものを除く。）	国・県・市町村発注で契約金額 7,500 万円（建築工事：1 億円）以上の同一工種の施工実績	3 件以上		3	
			1 件～2 件		1	
			上記以外		0	
	過去 10 年間に完成し、引渡し済んだ市発注の同一工種の工事实績のうち、直近 3 件の工事成績評定の平均点	81 点以上			4	
		76 点以上 80 点以下			2	
		71 点以上 75 点以下			1	
		上記以外（工事成績評定なしを含む。）			0	
	工 事 成 績 評 定 評 価 対 象 工 事					
	工事番号・工事名		工期	契約金額(最終)	評定点	
	工事第 号					
工事第 号						
工事第 号						
小 計						
配置予定技術者の能力等	配置予定技術者の指定資格取得後の年数	10 年以上			2	
		5 年以上 10 年未満			1	
		上記以外			0	
	過去 10 年間に完成し、引渡し済んだ同一工種における主任（監理）技術者としての施工経験の有無（下請負人としてのものを除く。）	国・県・市町村発注で契約金額 7,500 万円（建築工事：1 億円）以上の同一工種の施工経験	3 件以上		3	
			1 件～2 件		1	
			上記以外		0	
	過去 10 年間に完成し、引渡し済んだ市発注の同一工種で、かつ、主任（監理）技術者として従事した工事のうち、直近 3 件の工事成績評定の平均点	81 点以上			4	
		76 点以上 80 点以下			2	
		71 点以上 75 点以下			1	
		上記以外（工事成績評定なしを含む。）			0	

工 事 成 績 評 定 評 価 対 象 工 事					
工事番号・工事名		工期	契約金額(最終)	評定点	
配置 予定 技術 者の 能力 等	技術者名：				
	①	工事第 号			
		工事第 号			
		工事第 号			
	※以下②及び③は、配置予定技術者として複数人を候補者とする場合に記入すること。				
	技術者名：				
	②	工事第 号			
		工事第 号			
		工事第 号			
	技術者名：				
③	工事第 号				
	工事第 号				
	工事第 号				
小 計					
企 業 の 地 域 貢 献 ・ 社 会 性 等	八戸市消防団協力事業所の認定の有無	認定あり		1	
		認定なし		0	
	建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無	登録あり		1	
		登録なし		0	
	労働安全衛生マネジメントシステム又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの取得の有無	取得あり		1	
		取得なし		0	
	女性技術者の継続雇用実績及び就業規則等における規定の有無	継続雇用及び規定あり		1	
		上記以外		0	
	小 計				
	合 計				

企業の施工実績に関する調査票

商号又は名称 _____

評価項目 1-1 企業の施工実績

施工実績①	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額(税込)	当初 円 (最終 円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)
施工実績②	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額(税込)	当初 円 (最終 円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)
施工実績③	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額(税込)	当初 円 (最終 円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)

※評価項目の対象工事のうち、代表的なものを最大3件記載すること。

【添付書類】

- ・当初契約時の契約書の写し
(工事名、契約金額、工期、発注者名、請負者名が確認できる部分のみで可)
- ・コリンズ(工事实績情報サービス)の竣工時工事カルテの写し
- ・共同企業体による施工実績の場合は、共同企業体協定書等の出資比率を確認できる書類の写し

※記載した施工実績が、八戸市から元請として請け負った工事である場合は、添付不要とする。

配置予定技術者の施工経験等に関する調査票

商号又は名称 _____

配置予定技術者として複数人（最大3名）を候補者とする場合は、各技術者についてこの書類を作成し、提出すること。

評価項目 2-1 配置予定技術者の指定資格取得後の年数

技術者名（生年月日）			
法令による資格・免許 （取得年月日・登録番号等）		取得後	年

※評価項目の対象となる資格について記載すること。

【添付書類】

- ・配置予定技術者の合格証明書等の写し

評価項目 2-2 配置予定技術者の施工経験

施工 経験 ①	工事名			
	発注者名			
	工事場所			
	契約金額(税込)	当初	円（最終	
	工期	年	月	日
	従事職務名			
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）		
施工 経験 ②	工事名			
	発注者名			
	工事場所			
	契約金額(税込)	当初	円（最終	
	工期	年	月	日
	従事職務名			
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）		

施工 経験 ③	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額(税込)	当初 円 (最終 円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事職務名	
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)

※評価項目の対象工事のうち、代表的なものを最大3件記載すること。

【添付書類】

- ・当初契約時の契約書の写し
(工事名、契約金額、工期、発注者名、請負者名が確認できる部分のみで可)
- ・コリンズ(工事实績情報サービス)の竣工時工事カルテの写し
- ・共同企業体による施工経験の場合は、共同企業体協定書等の出資比率を確認できる書類の写し

※記載した施工経験が、八戸市から元請として請け負った工事である場合、又は、様式2において記載・添付したものと同一の場合は添付不要とする。